

みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業 提案事業者募集要項

1 事業目的・公募の趣旨

みなとみらい21地区は、一般社団法人横浜みなとみらい21（以下「YMM」という。）と横浜市との共同提案により、2022年4月に環境省から「脱炭素先行地域」に選定された。「脱炭素先行地域」では、参画事業者（計41施設/2024年6月時点）とともに「公民連携による大都市における脱炭素モデルの構築」に挑戦することとしており、その中の取組の一つとしてペットボトルのリサイクル等による資源循環の推進を目指している。

そこで、地域一体となった新たなペットボトルの循環リサイクルシステムの構築を目的に、みなとみらい21地区内で発生する使用済みペットボトルを巡回一括回収し、新たなペットボトルへ水平リサイクル（ボトルtoボトル）する取組として、「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、提案事業者を募集する。

2 事業者の提案資格

提案事業者は、次の全てに該当する法人又は複数の法人による法人グループとする。

- (1) 前述の本事業の目的に賛同し、かつ次に掲げる基本条件及び別紙2「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業 実施条件」（以下「実施条件」という。）を全て満たし、本事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者〔法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。〕、又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (3) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 基本条件

本事業の提案募集の実施にあたっては、次の項目を基本条件とする。

- (1) 本事業は、飲料メーカー等による、使用済みペットボトルを新たなペットボトルにリサイクルすることを目的とした、原材料調達としての使用済みペットボトルの自主回収事業とする。
- (2) 本事業で回収する使用済みペットボトルは、再生ペットボトルの原材料（有価物）として取り扱い、回収から再製品化されるまでの一連の工程を適切に管理すること。
- (3) 本事業に使用済みペットボトルを提供する施設（以下「参加施設」という。）の参加予定数及び参加施設からの使用済みペットボトルの総排出量（見込）は、別紙1のとおりとする。
- (4) 本事業で回収する使用済みペットボトルは、参加施設から有価物として有償又は無償で回収するものとし、その方針は提案事業者とYMM及び参加施設との協議により決定する。
- (5) 本事業期間は、2025年1月（見込）から2027年3月末までとする。期間満了後は、提案事業者を新たに公募のうえ、本事業を継続実施予定とする。

4 本事業の流れ

本事業の提案及び実施は以下のとおり進めることとする。なお、提案提出及び本事業実施にあたり、提案事業者は本募集要項及び別紙2の実施条件を満たすものとする。

(1) 提案提出

本募集は、参加施設から使用済みペットボトルを回収し、ボトルtoボトルリサイクルを行う提案事業者を募集するものである。

なお、選定にあたっては、「9 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき評価し選定する。

(2) 提案選定後

提案事業者選定後、選定事業者は各参加施設の連絡担当者と使用済みペットボトルの収集場所等について調整のうえ、事業開始に向けて収集計画を作成するとともに、YMM及び関係者と事業開始に

向けた協議を実施する。また、本事業の実施についてYMMと連携協定を締結する。

(3) 本事業の開始

連携協定締結及び参加施設との調整を終えた後、別紙2の実施条件及び前号の収集計画に基づき、事業を開始するものとする。なお、事業開始後に疑義が発生した場合、その都度、参加施設、YMM及び関係者と協議を行い決定するものとする。

5 スケジュール

公募開始から協定の締結までのスケジュールは、次のとおり予定している。

表 公募から協定の締結までのスケジュール

日程	内容
2024年10月8日（火）	公募開始
2024年10月15日（火）	質問書提出期限
2024年10月22日（火）	質問書に対する回答
2024年11月12日（火）	提案書提出期限
2024年11月中旬～下旬	ヒアリング、審査・選定
2024年12月	詳細協議、協定等の締結
2025年1月以降	事業開始

6 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

(1) 提出期限

2024年10月15日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メール

※送信後に必ず以下提出先まで電話にて受信確認を行うこと。

(3) 提出先

〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階
一般社団法人横浜みなとみらい21

担当：企画調整部 平山、安原

TEL：045-682-4404

E-mail：mm21zeroemissions@ymm21.or.jp

(4) 回答日及び方法

2024年10月22日（火）までに、電子メールで回答する。

7 提案書の内容

提案書の作成にあたっては様式3に次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変更すること。また、ページ番号を記載すること。

- (1) 事業実施場所（収集拠点、リサイクル拠点、その他事業を行うために必要な拠点）
- (2) 事業スキーム図
- (3) 事業実施に用いる設備仕様（処理能力等）
- (4) 処理方法
- (5) 事業実施体制図
- (6) 想定事業費
- (7) 想定リサイクル量及びリサイクルペットボトルの活用方法
- (8) 独自提案
- (9) 実施スケジュール
- (10) 過去の実績

8 提案書の提出

- (1) 提出期限
2024年11月12日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出書類及び部数
①誓約書（様式1）1部
②提案書（様式3）6部及び電子データ（PDF形式、CD・DVDに記録したもの）3部
※提出された書類一式は返却しない。
- (3) 提出先
事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録）すること。
〒220-0012 横浜市西区みなとみらい2-3-5 クイーンズスクエア横浜クイーンモール3階
一般社団法人横浜みなとみらい21
担当：企画調整部 平山、安原
TEL：045-682-4404

9 評価委員会及び評価に関する事項

- (1) 評価委員会
提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で行う。

表 評価委員会の構成

名称	ペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業
所掌事務	・提案書の評価 ・評価の視点、評価項目の確認 ・評価の集計 ・ヒアリング
委員長	一般社団法人横浜みなとみらい21 事務局次長・企画調整部長
委員構成	横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 カーボンニュートラル事業推進課長 横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課担当課長 横浜市都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課担当課長 一般社団法人横浜みなとみらい21 企画調整部 部次長・企画調整課長

- (2) 主な評価項目
提案は、別紙3「事業評価基準」を踏まえて総合的に評価を行う。
なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

10 選定・非選定の通知

提案書を提出した提案事業者のうち、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

- (1) 通知日
2024年12月上旬（予定）
- (2) その他
選定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は、YMMが通知を発送した日の翌日起算で、休日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
YMMは上記の書面を受領した日の翌日起算で、休日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

11 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提案の選定以外に提案事業者に無断で使用しない。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように厳正に管理のうえ取り扱う。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び「一般社団法人横浜みなとみらい21情報公開規程」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、提案書の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提案書の作成のためにYMMにおいて作成された資料は、YMMの了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (6) 提案の実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。
- (7) 提案の実現後は、横浜市及びYMMの広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがある。

12 無効となる提案

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 本募集要項に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 公募開始からヒアリング実施までの間に本事業の募集に関して評価委員会委員と接触した場合

1 参加施設

みなとみらい21地区の20施設

2 使用済みペットボトルの発生量（2023年度実績）

(1) ペットボトルのみ（16施設）

2023年									2024年			年間
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
9.7	10.2	10.3	11.4	16.0	11.3	13.1	10.9	10.5	9.4	8.6	10.6	132.0

(単位：t)

(2) ペットボトル・ビン・缶混合（3施設）

2023年									2024年			年間
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2.6	2.1	2.6	2.7	2.8	2.9	2.8	2.2	2.3	1.9	2.2	1.9	29.0

(単位：t)

(3) ペットボトル・その他プラスチック混合（1施設）

2023年									2024年			年間
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0.4	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	5.0

(単位：t)

【参考】実施事業者との調整結果により、参加可否を決定する施設（5施設）

*ペットボトルのみの集計

2023年									2024年			年間
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
4.5	4.5	5.1	5.9	6.2	5.5	5.3	5.0	5.4	4.1	2.8	4.7	59.0

(単位：t)

※(2)及び(3)は前年度集計時の分別状況であり、本事業へは使用済みペットボトルのみ分別して提供します。

※本事業の収集日以外に発生する使用済みペットボトルについて、施設によっては、保管場所のスペースの状況により、本事業へは提供せずに産業廃棄物として処理する場合があります。

※(1)～(3)は前年度実績です。天候等の状況により、変動する可能性があります。

みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトルtoボトルリサイクル事業 実施条件

1 参加施設

- (1) 本事業の参加施設の参加条件等は、別添資料（1）のとおりとする。
- (2) YMMはボトル to ボトルリサイクルを実施する者（以下「実施事業者」という。）と協議したうえで、参加施設の追加募集を行うことができる。

2 諸条件

- (1) 本事業は2025年1月末までを目途に開始すること。
- (2) 参加施設への収集頻度は原則週3回とし、週3回以上の提案も可能とする。ただし、週3回の回収では、1回あたり5kg未満の回収量になる施設については、収集効率を考慮し、収集頻度を週3回未満として差し支えない。
- (3) 参加施設の収集場所にて使用済みペットボトルにビン・缶等の異物が混入している場合は、取り置き可能とする。ただし、取り置きした場合は、取り置きしたことが分かるよう印をつけること。
- (4) 実施事業者は、本事業に関するYMM、横浜市及び参加施設の普及・啓発活動に協力すること。
- (5) 実施事業者は、参加施設の提供する使用済みペットボトルが、参加条件に適合しない状態が継続する場合や、その他リサイクルの実施に支障をきたすおそれがある場合は、参加施設及びYMMへ報告し、改善に向けた取組に協力すること。
- (6) 実施事業者が参加施設の収集場所から使用済みペットボトルを収集する工程以降で要する費用は、実施事業者が負担するものとする。また、参加施設の収集場所への搬出入にあたり、一部実施事業者の費用負担（入館証の作成費、駐車料金等）が発生する場合がある。
- (7) 実施事業者は、参加施設ごとに回収及び取り置きした使用済みペットボトルの数量（重量又は袋数）をそれぞれ記録し、参加施設及びYMMへ毎月1回以上、報告すること。
- (8) 使用済みペットボトルのリサイクル状況について、参加施設及びYMMへ年度ごとに報告すること。
- (9) 実施事業者の収集にあたり、本事業で回収する使用済みペットボトルと同等の性状の有価物の場合は、みなとみらい21地区以外の施設から回収した使用済みペットボトルとの積み合わせを認める。
- (10) その他、本実施条件に疑義が生じた場合又は本実施条件に定めのない事項が生じた場合は、本事業における関係者が誠意をもって協議し、解決することとする。

3 別添資料

- (1) 「みなとみらい21地区におけるペットボトルのボトル to ボトルリサイクル事業」に係る参加規約等一式

以上

事業評価基準

基本的な視点	評価の項目	評価の視点	加重倍率	配点
事業内容（事業スキーム）の評価	設備仕様	適切な設備・処理能力を確保できているか	3	15
	処理方法	処理方法は問題がないか。回収から再製品化されるまでの一連の工程が適切に管理されているか。	4	20
	提案の実現性	実現可能な事業スキームを想定できているか	4	20
	独創性	本事業に関する普及・啓発活動への協力又は資源循環・地域還元など提案の独創性はあるか	1	5
運営能力の評価	事業遂行能力の確保	ペットボトル回収、再生ペットボトル製造・活用が実現可能な事業実施体制を整え、業務遂行能力が高い体制か	3	15
	事業費	事業実施に必要な費用を想定できているか	2	10
	実施計画	募集要項に記載されている内容を踏まえたスケジュールになっているか	3	15
合計				100

注1：各評価項目について、以下の5段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る

注2：評価点は、各項目の5段階評価点に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

注3：評価点の総点数が50点に満たなかった場合は失格とする。